



## 働き方改革に対応する

群馬県室内装飾事業(協)

5月17日、渋川市・塚越屋七兵衛において「働き方改革関連法の概要と事業者に求められる対応について」自社を防御していくために「〜」と題して講演会を開催した。本講演会は、「群馬働き方改革推進支援センター」の事業を活用して実施。講師はオフィス上州代表で特定社会保険労務士の高橋貞範氏。高橋氏は、はじめに、どのような時間が労働時間に該当するか否かといった労働法の基礎知識について触れた後、本年4月1日より施行された「働き方改革関連法」

の概要、経営者が対処しなければならぬ留意事項について具体的な事例を交えながら解説を行った。



講師の話に熱心に聞き入る参加者

## キャッシュレスについて学ぶ

群馬県美容業生活衛生(同)

5月27日、前橋市・群馬県美容専門学校「ASVライブホール」において、有限会社アザミ代表取締役の阿左美義春氏を講師に迎え、「迫りくるキャッシュレスへの対応」消費者は美容業界にもキャッシュレスを望んでいる〜」をテーマとした講習会を開催した。

阿左美氏は、世界各国でキャッシュレス決済が普及していること、今後訪日外国人が増加するであろうことを踏まえ、政府がキャッシュ

レス決済を推進していることを説明。美容業界においてもキャッシュレス化への対応は避けて通れないことを強調した。

さらに、QRコードによる決済方法が急速に拡大することが予想されるため、今のうちから導入可能なQRコード決済システムの研究を進めることを提案。併せて、実際にシステムを導入する際には、支援事業を活用するよう助言した。



講習会には多くの参加者がつめかけた

## 消費税率と軽減税率の

対応を探る

群馬県電機(商)

6月6日、太田市・浜町勤労会館11日に前橋市・群馬県農協ビルにおいて、「消費税引き上げと軽減税率について」をテーマに講習会を

開催した。講師はそれぞれ有限会社中田計理事務所代表取締役・齋藤仁志氏と福田公認会計士事務所代表・福田秀幸氏。

まず、本年10月1日から10%への増税と軽減税率制度が導入されるといった基礎を確認。次に、売上で預かった消費税の一部に「みなし仕入率」を掛けて納税額を計算する「簡易課税制度」を紹介。続いて、軽減税率の対象品目は、酒類を除く飲食料品と定期購読契約に基づき週2回以上発行される新聞の2種類であることを述べた。最後に、本年10月1日から「区分記載請求書等保存方式」、令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入されることを説明した。



消費税対策のポイントを解説